

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成29年10月17日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に従いまして、私から補足説明をいたします。

まず、1.の原子力規制委員会でございます。10月18日水曜日、明日でございますが、第44回の原子力規制委員会が開催されます。議題は4点ございます。

まず、議題の1「原子力災害対策初動対応マニュアルの整備について」とされております。こちらでございますが、本年7月の委員会におきまして原子力災害対策指針の改正、また、これに伴います原子力災害対策特別法に基づく通報規則等の改正が決定されたところでございます。このうち規則につきましましては、10月30日から施行されるということになっております。

この施行にあわせまして初動対応マニュアルの整備を行うということとしておりまして、本年7月の規制庁の組織再編、また、これまでの様々な経緯・経験というものも踏まえて、新たな初動対応マニュアルを整備するというところとしていただいております。今回はその新たなマニュアルの整備の方針につきまして委員会にお諮りをし、決定をいただくというものでございます。

続きまして、議題の2「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正及びそれらの意見募集について－柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映－」という議題でございます。

こちらの内容でございますが、柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉の新規制基準適合審査を通じまして、そこで得られた技術的知見を設置許可基準等の規則などに反映していくということが10月4日の規制委員会において了承・合意をされたところでございます。これを踏まえまして規則等の案の準備を事務局においていたしましたので、そちらの内容について説明し、意見募集を実施することについて委員会にお諮りをするというものでございます。

続きまして、議題の3「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集の実施について」というものでございます。

こちらでございますが、本年4月の法改正によりまして放射線障害防止法が改正されました。そのうちの1年以内の施行に係る部分、内容としては廃棄に関する特例、あるいは事故報告義務等が含まれておりますが、その部分についての施行に向けまして、政令・規則等の改正案等を事務局において用意したところでございますので、こちらについて説明し、意見募集を実施することについて委員会にお諮りをするというものでございます。

続きまして、議題の4「原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会 最近の実施状況報告について」というものでございます。

こちらにつきましましては、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の実施状況につきまして、定期的に委員会に報告を行ってきているところでございますが、今回は平成28年10月～29年8月までの間の実施状況について御報告をするというものでございます。

続きまして、2. 検討チーム会合等でございます。

まず、10月17日火曜日、本日でございますが、(1)の審査会合でございます。現在開催されている審査会合でございます。こちらについては、既に概要を御説明申し上げたところですが、1点、内容に追加がございますので、お知らせいたします。

この審査会合のうち、夕方に開催される部分におきまして、御説明しておりましたシビアアクシデント対策に関するコメント回答に加えまして、柏崎刈羽原子力発電所の審査を通じて得られた技術的知見の反映につきましても議論を行うということになっております。追加でお知らせを申し上げます。

続きまして、2ページ目中段上、10月19日木曜日、(4)の審査会合でございます。こちらの議題でございますが、日本原電株式会社・東海第二原子力発電所の審査を予定しております。内容としては、内部火災対策に関する前回コメントへの回答を聞き、議論という予定でございます。

続きまして、(5)の審査会合、同日、若干時間をあけての開催でございます。こちらにつきましましては、日本原電・東海第二原子力発電所に関する審査でございますが、大規模損壊等に関する審査のため、非公開で開催をさせていただく予定でございます。

次に、(6)第2回原子炉安全基本部会・第17回核燃料安全専門審査会が予定されております。こちらにつきましましては、議題が2件予定されております。

まず、議題の1「検査制度の見直しに関する検討状況について」ということでございます。こちらの内容でございますが、検査制度改正の概要及び検査制度見直しに関するこれまでの検討チーム等における検討状況というものをまず御報告した上で、検査項目など検査制度の見直しの方向につきまして、これら審査会から意見をお聞きするという予定でございます。

続きまして、議題の2「安全目標と新規制基準について」となっております。こちらは安全目標等に関する議論としては2回目ということでございますが、前回、8月の会合に

おきまして委員から幅広く意見を聞いたところでございますが、それを踏まえて論点を整理した上で、更に議論を進めていただくということを予定しております。

私からは以上でございます。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから御質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

今日の広報日程と関係ない質問なのですが、先週の規制委員会終了後に原燃の社長のぶら下がりが発生して、私たちはぶら下がりをしたのですが、どうも面談記録を見ると、そのことに対して規制庁が原燃に対してクレームをつけたみたいなのですが、ぶら下がり発生に関しては、規制庁にちゃんと事前にお伺いを立てて、了解をとってからぶら下がりさせろというようなことがこの面談記録に書いてあるのですが、逆を言えば、私たちの取材は五月雨的に発生するものなので、一々規制庁にお伺いを立てる類いのものではないと思うのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○大熊総務課長 今、御指摘・御質問いただいた点ですが、庁舎管理、ビル管理の関係で、このビルは民間の方も使っているビルでございますので、その共用部分を使ってぶら下がりといいますか、ある種、人が集まるようなことが発生する場合には、事前にビル管理者、警備の関係に伝える必要がある。その関係で、事前にそういうことが起こる場合には知らせてくれということをお願いしたということでございます。

○記者 解決策は見出せないですね、そうすると。ああいうことは、例えば、議題の冒頭であったことで、あのフロアで、例えば、13階のエレベーターホールとかでぶら下がっても、結局、駄目だということになってしまうでしょうし、それはまた審査の妨害にもなるから、私たちは1階の場所というところでぶら下がりを見せていただいたのですが、これはどのような解決策があるのですか。

○大熊総務課長 私どもとしては、皆様が取材を適正に行えるようにということについては、極力配慮をしていきたいというのがもちろん基本方針でございます。ただ、一方で、共用ビルのビル管理というニーズも、これは御理解いただけることではないかと思えますので、今、解決策がないとおっしゃったのですが、そこをうまくどうやって調整していけるかということについては、1つは、事前にそういうことがあるということ連絡すればいいということですので、なるべく事前に決めておいて調整をすると。それが難しい場合というのがあるのかどうか分かりませんが、そこについては、また引き続き皆様方とも御相談をしていきたいと思えます。

○司会 広報室の関ですけれども、補足という意味で申し上げますと、今回に関しては、

ビルの共用部でございましたので、このような面談をさせていただいたということでございます。解決の方法としては、少なくとも私たちがこのテナントビルを借りている中でやるであるとか、そういうところで調整のしようがあると思っておりますので、できれば事前にそういうことを、やはり場所を手配する等ございますので、できるだけ調整をした上でやっていただきたいという旨で原燃の方には申し上げた次第です。

また皆様からぶら下がり等の御要望があるのであれば、その都度お伺いして適切な対応をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○司会 ほか、御質問のある方。ヒガシヤマさん。

○記者 朝日新聞のヒガシヤマでございます。

明日の定例会の議題2にちょっと戻りますけれども、KKを受けた反映ということなのですが、先々週の定例会で、4項目を反映していくのですという方針については、もう了解されていて、前々回のときに、詳しい文言の表現、規則の書き方などは追ってまた検討しますとおっしゃっていたかと思うのですけれども、これがまさに明日の議題2というのが、そこで具体的な表現というのをこうします、その内容でいいかパブコメをかけるのですという、そういう明日の議論ということによろしいのでしょうか。

○大熊総務課長 おっしゃるとおりです。これは前回といいますか、これまでの議論を踏まえて、規則等に落とし込んでいく考え方といいますか、規則等そのものをお諮りするということでございます。

○記者 ちなみに、パブコメはやはり同じように30日間なのですか。

○大熊総務課長 パブコメをかける部分については、行政手続法というもののにのっとった部分というのがございますので、今のところ、30日間ということ以案として明日お諮りをするという予定でございます。

○記者 この見直しというのは基本的にBWRだけなのですか。それとも、格納容器の大きさがそれなりに小さいような原子炉は全部対象になるという、そのどちらなのですか。

○大熊総務課長 基本的に実態として対応が必要になってくるのはBWRであるということだと理解しておりますけれども、手続上の問題で様々な申請の形式の問題、その他で様々な炉にかかわってくるということだというふうに承知をしておりますが、詳細は原課の方に御確認をいただければ、ありがたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 シゲタさん。

○記者 NHKのシゲタです。

広報日程とは関係ないのですけれども、先週も出たかもしれないのですが、神戸製鋼のデータ改ざんの問題で、2Fで一部使われていたのではないかという話があったと思うのですけれども、全国の原発で今どうなっているのか、影響があるのか、もしくは指示

を出したりするのか、その辺の状況をお伺いしてもよろしいでしょうか。

- 大熊総務課長 神戸製鋼をめぐる、いわゆる改ざんと言われている問題でございますが、前回申し上げたかと存じますけれども、私ども原子力規制庁として実態をきちんと把握をするべく、原子力規制事務所を通じまして、各原子力事業者等に対しまして関連する製品の使用・納入がないかということを確認し、分かれば連絡を速やかにするようということをお願いしているところでございます。その結果といたしまして、今日、現時点まででは、福島第二発電所の事例・事案以外にはそうした連絡は入ってきていないという状況でございます。
- 記者 調査を終えたというわけではなくて、今のところ連絡はなくて、引き続き調べてもらっているという。
- 大熊総務課長 分かり次第連絡をしていただきたいということで継続している状況で、我々としても引き続きしっかり注視して、状況を確認していきたいと考えております。
- 司会 ほかに御質問はありますでしょうか。よろしいですか。
それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—